

令和7年度 狩猟免許更新のお知らせ

今年度も「A. 紙による申請」と、「B. 電子申請」のどちらかで、申請ができます。
次のAまたは、Bの方法により申請を行ってください。（Bの方法は裏面に記載しています）

A. 紙による申請を行う場合

【申請】について	
受付時間	9：00～17：00
受付期間：7月25日（金） ～ 8月7日（木）【土・日・祝日除く】	

- 申請は、申請者の住所地を管轄する振興局に手数料を持参のうえ行うこと。
※申請を行わない場合、更新試験を受験できない。

申請受付窓口	所在地	連絡先	管轄市町村
東部振興局 森林管理班	国東市国東町安国寺786-1	0978-72-0156	別府市・杵築市・国東市・日出町・姫島村
中部振興局 森林管理班	大分市府内町3-10-1	097-506-5749	大分市・臼杵市・津久見市・由布市
南部振興局 森林管理班	佐伯市長島町1-2-1	0972-22-0393	佐伯市
豊肥振興局 森林管理班	竹田市大字竹田字山手1501-2	0974-63-1174	竹田市・豊後大野市
西部振興局 森林管理班	日田市城町1-1-10	0973-22-2585	日田市・九重町・玖珠町
北部振興局 森林管理班	宇佐市大字法鏡寺235-1	0978-32-0622	中津市・豊後高田市・宇佐市

【試験】について

- 試験は、申請者の住所地を管轄する振興局が実施する会場にて受験すること。
※申請の際に、受験時の注意事項や受験時間について説明があります。

機関	受講日	会場	機関	受講日	会場
東部	9月4日(木)	別府市中央公民館 (別府市上田の湯町6番37号)	豊肥	9月3日(水)	くじゅうサンホール(久住公民館) (竹田市久住町大字久住6154)
	9月9日(火)	大分県国東総合庁舎 (国東市国東町安国寺786-1)		9月5日(金)	豊後大野市神楽会館 (豊後大野市清川町砂田810)
	9月11日(木)	杵築市健康福祉センター (杵築市大字猪尾941))	西部	9月2日(火)	大分県玖珠総合庁舎 (玖珠郡玖珠町大字塚脇137番地1)
中部	9月4日(木)	臼杵市中央公民館 (臼杵市大字臼杵浜2-107-562)		9月4日(木)	日田市民文化会館パトリア日田 (日田市三本松1丁目8-11)
	9月10日(水)	由布市庄内公民館 (由布市庄内町大龍1400番地)	北部	9月3日(水)	大分県宇佐総合庁舎 付属棟2階大会議室 (宇佐市大字法鏡寺235-1)
	9月11日(木)	大分県庁舎本館正庁ホール (大分市大手町3-1-1)		9月5日(金)	大分県中津総合庁舎 3階 大会議室 (中津市中央町1丁目5-16)
南部	9月4日(木)	佐伯市保健福祉総合センター和楽 (佐伯市向島1丁目3-8)	県庁	9月10日(水)	豊後高田市役所 2階 コスモスホール (豊後高田市是永町39番地3)
				9月12日(金)	大分県庁舎本館正庁ホール (大分市大手町3-1-1) ※ 対 象：県内全域 申込先：住所地を管轄する振興局。

※受付時間、受験・受講時間については、別途案内を送付します。場所によって開催時間が異なることがありますのでお間違いのないよう、よく確認してください。

※平日に大分県庁舎で行われる更新については、近隣の有料駐車場をご利用ください。

1. 対象者・・・令和4年度に狩猟免許を取得した者または更新した者

2. 申請書に添付するもの・・・狩猟免許更新申請書は、受付時に振興局が配布する用紙を使用すること。

- 写真1枚（最近6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。）
- 医師の診断書：3ヶ月以内に作成されたもの。又は、銃砲の所持許可を現に受けている場合は、その所持許可証の写し。
統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む）及びてんかん（発作が再発する恐れがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く）にかかっていないこと並びに麻薬、大麻、あへん及び覚せい剤の中毒者でないことを証明するもの
- 返信用封筒1通：長形3号（A4三つ折り、120mm×235mm）封筒に郵便切手（110円）を添付し、宛名を書いたもの（2種以上更新する場合も1通で可）。
- 申請書を提出する日前1年以内の期間に、大分県の区域を対象とする鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による許可（鳥獣の管理を目的とするものに限る。）を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下「許可捕獲等」という。）を行った者及び同条第八項に規定する従事者として従事者証の交付を受けて許可捕獲等を行った者については、下記の①～③のいずれかの書面。
 - 従事者証の表面及び裏面の写し
(但し、裏面の報告欄に記載が無い場合は、県猟友会発行会員手帳の身分証明書及び実包管理表の写し、又は、有害鳥獣捕獲等作業日誌の写しを添付すること)
 - 許可証の表面及び裏面の写し
(但し、報告欄に記載が無い場合は、県猟友会発行会員手帳の身分証明書及び実包管理表の写し、又は、有害鳥獣捕獲等作業日誌の写しを添付すること)
 - 市町村発行の許可捕獲等に係る証明書

3. 手数料・・・網猟・わな猟・第一種銃猟・第二種銃猟、各免許ごとに下記手数料が必要となる。但し、上記2の4）に該当する者については

県の政策により令和7年度は徴収しない。

各々 2,900円

※キャッシュレス決済も随時開始しています。ぜひご利用ください。（詳細や利用可能な決済方法は各振興局にお問い合わせください。）

4. 当日の携帯品・・・更新をする狩猟免許、受験票(振興局から事前送付、記載されている期日の狩猟免許更新試験のみ有効)、筆記用具及び眼鏡等

(裏面の電子申請及び共通事項へ続く)

B. 電子申請を行う場合

● 下記申請期間になり次第、申請可能となります。
(申請期間が近づくまで右記QRからアクセスはできません)

QRコード
(電子申請用HP)



【電子申請】について (紙での申請期間と異なります) (土日祝日可能)

電子申請 受付期間	7月25日(金)～7月29日(火)
--------------	-------------------

● 申請は、電子申請用HP内の申請用URLから行うこと。
※申請を行わない場合、更新試験を受験できない。

1. 対象者・・・A. と同じ

2-1. 申請書に添付するデータ・・・申請は、大分県森との共生推進室のホームページにある電子申請ページより行うこと。

- 申請者本人の写真データ(無背景で加飾がないもの)
最近6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景。
- 医師の診断書の写真データ又はPDF: 3ヶ月以内に作成されたもの。又は、銃砲の所持許可を現に受けている場合は、許可証の顔写真がある面の写真データ。
統合失調症、そううつ病(そう病及びうつ病を含む)及びてんかん(発作が再発する恐れがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く)にかかっていないこと並びに麻薬、大麻、あへん及び覚せい剤の中毒者でないことを証明するもの
- 住民票(個人番号の記載されていないもの、もしくは省略されているもの)の写真データ又はPDF。又は、マイナンバーカードの住所記載面(住民票を提出した場合は試験当日に原本を提出すること)
- 申請書を提出する日前1年以内の期間に、大分県の区域を対象とする鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による許可(鳥獣の管理を目的とするものに限る。)を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等(以下「許可捕獲等」という。)を行った者及び同条第八項に規定する従事者として従事者証の交付を受けて許可捕獲等を行った者については、下記の①～③のいずれかの写真データ又はPDF。
 - 従事者証の表面及び裏面の写し
(但し、裏面の報告欄に記載が無い場合は、県猟友会発行会員手帳の身分証明書及び実包管理表の写し、又は、有害鳥獣捕獲等作業日誌の写しを添付すること)
 - 許可証の表面及び裏面の写し
(但し、報告欄に記載が無い場合は、県猟友会発行会員手帳の身分証明書及び実包管理表の写し、又は、有害鳥獣捕獲等作業日誌の写しを添付すること)
 - 市町村発行の許可捕獲等に係る証明書

2-2. 当日持参するもの

- 上記2-1. 2)にて医師の診断書を添付した場合はその原本
- 上記2-1. 3)にて住民票を添付した場合はその原本
- 運転免許証やマイナンバーカード等の本人確認書類(受験票を配布する際に確認するため)

3. 手数料・・・A. と同じ。支払い方法はクレジットカードのみ。

4. 当日の携帯品・・・更新をする狩猟免状、筆記具及び眼鏡等(受験票は当日受付にて渡します。)、2-2に該当するもの

(A. B共通)

講習及び適性検査・・・各振興局ごと時間が異なる。

- 講習(鳥獣の保護及び狩猟に関する法令、鳥獣の判別、猟具の取扱い及び鳥獣の保護管理に関する知識)
- 適性検査(視力、聴力及び運動能力)

合格発表・・・合格の発表は、更新試験当日に行う。

注意事項(不明な点については、上記の管轄振興局まで問い合わせること。)

- 申請者は、住所地を管轄する振興局が開催する更新検査会場にて受験するものとする。
受験できない者は、9月12日(金)に県庁舎本館正庁ホールで受験すること。
- 災害その他次に掲げるやむを得ない理由により、適性検査を受験できなかった場合又は受付期間内に申請書を提出できなかった場合は、その事由がやんだ日から起算して1ヶ月以内にその事由に該当する者である旨及びやんだ日を証する書類を添え、住所地を管轄する振興局へ狩猟免許申請書を提出した場合に限り、技能試験及び知識試験を免除した上で狩猟免許試験を実施する。
 - 海外旅行をしていたこと
 - 病気にかかり、又は負傷していたこと
 - 法令の規定により身体を拘束されていたこと
 - 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていたこと

大分県農林水産部森との共生推進室